

名和南部西地区計画書 平成30年4月1日変更

名 称		名和南部西地区計画			
位 置		東海市名和町日向根の一部			
面 積		約3.3ha			
地区計画の目標		<p>本地区は市の北部に位置し、北側を国道302号、東側を都市計画道路名古屋半田線に接する区域で、組合による土地区画整理事業が施行されている地区である。</p> <p>本地区は主として住居系の土地利用を推進する区域であるが、他にも西側を市道名和加木屋線に接する立地条件から、住民の良好な住環境と利便性の確保を図るため、沿道型の空間及び閑静な住宅地の空間の共存をめざしたまちづくりを行っていく。</p> <p>そのため、適切な地区の区分を定め、土地区画整理事業による基盤整備の促進と合わせて、秩序ある良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>			
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区を、「沿道地区」及び「住宅地区」に区分し、2地区の特性を考慮して良好な住宅地環境の形成及び促進を図る。</p> <p>1 沿道地区…国道302号、都市計画道路名古屋半田線、市道名和加木屋線及び、区画道路に囲まれた地区は、この周辺の住民の利便性を考慮した沿道利用を図りつつ、周辺の住宅地環境と調和した市街地の形成を図る。</p> <p>2 住宅地区…南側に公園や緑地を配し、周辺の既存住宅地に配慮しつつ、過度に車に依存することなく日常生活を送ることができる、快適な住宅地の形成を図る。</p>			
	地区施設の整備の方針	本地区における道路及び公園は、秩序ある良好な市街地を確保するため、土地区画整理により計画的に整備される道路及び緑地の維持・保全を図る。			
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針に沿った建築物等の整備誘導を図るため、建築物の用途の制限及び敷地面積の最低限度等の制限を行ない、合理的で良好な沿道型の空間及び閑静な住宅地の空間の形成を図る。			
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	沿道地区	住宅地区	
		地区の面積	約1.9ha	約1.4ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 建築物の1階部分において住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿の用途に供するもの</p> <p>2 ホテル、旅館これに類するもの</p> <p>3 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの</p> <p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これに類するもの</p> <p>5 畜舎</p>		
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡	165㎡	
		壁面の位置の制限	<p>1 道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）までの距離の最低限度は1mとする。</p> <p>2 隣地境界線から外壁等までの距離の最低限度は0.5mとする。</p>		
		垣又は柵の構造の制限	道路に面する側に垣又は柵を設置する場合は、生垣、フェンス等とし、景観に配慮したものとする。		

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」


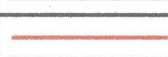
知多都市計画名和南部西地区計画 計画図

1/2,500



- ア～イ：(都)名古屋半田線西側端
- イ～ウ：東海名和南部西土地区画整理事業区域界(筆界)
- ウ～エ：東海名和南部西土地区画整理事業区域界(緑地南端)
- エ～オ：東海名和南部西土地区画整理事業区域界(緑地西端)
- オ～カ：東海名和南部西土地区画整理事業区域界(筆界)
- カ～キ：東海名和南部西土地区画整理事業区域界(公園南端)
- キ～ク：東海名和南部西土地区画整理事業区域界(公園西端)
- ク～ケ：東海名和南部西土地区画整理事業区域界(筆界)
- ケ～コ：東海名和南部西土地区画整理事業区域界(字界)

- コ～サ：東海名和南部西土地区画整理事業区域界(筆界)
- サ～シ：主要地方道名古屋半田線東端
- シ～ス：東海名和南部西土地区画整理事業区域界(筆界)
- ス～セ：東海名和南部西土地区画整理事業区域界(緑地西側端)
- セ～ソ：東海名和南部西土地区画整理事業区域界(水路北側端)
- ソ～ア：東海名和南部西土地区画整理事業区域界(筆界)
- タ～ア：(都)名古屋環状2号線南側端

地区計画区域	
地区整備計画区域	
地区の区分	